

議事要旨

会合名：第5回 DX対応モデル契約見直し検討WG (WG2)

日時：2019年9月20日(金) 16:00~18:00

討議内容：

1. 事例紹介について

委員よりユーザ系事例(1件)について説明。これに対して次のような質問・意見があった。

- 大規模と小規模の案件があるとのことだが、ドキュメントや契約の面での違いはあるか？
→ドキュメントはシステム特性に応じて違うものを作ったが、一般的な形としては同じレベル感。契約はそれぞれ請負契約と準委任契約だが、請負の方もベンダ任せきりではない。
- 最初に要件定義をしているが、要件をはみ出す改善提案等はスプリント中に出てこないのか？
→出てくる。要件は決めるが、計画の目安にするため。当初要件から、はみ出したからと言って即座には止めることはない。変更する場合はプロダクトオーナー(P0)の判断で、合意の上行う。
- アジャイル採用の背景にあげた“優先する機能から順番に開発が可能”というのはウォーターフォール(WF)でも可能ではないか？
→WFでは優先して作っても、全体を作りきる。アジャイルでは優先順位の高いものが後から出てきたら、優先順位の低いものは捨てることもできる。順番の変更も可能。

2. 論点に関する議論

論点に関連して、事務局より(1)モデル契約利用イメージの説明、2委員より提出資料((2)資料に対するコメント、(3)JEITA検討資料)の説明、及び専門委員より(4)モデル契約ドラフト関連の資料を説明。これに対して次のような議論(主なもの)があった。

- ((1)で)これまでの議論で、(WG2で出す)「ガイドライン」は普遍的なものとして参照されるイメージで理解していたが、それをテーラリングして使うとはどういうことか？
→標準的なプロセスの「ガイドライン」に対して、個別の状況に応じてカスタマイズする。ベンダとユーザがプロセスはこういう回し方をしよう、と合意をするためのもの。「ガイドライン」から必要なものは持ってくるし、そうでないものは追加・変更して、個別にガイドラインを作る。進め方の基本的なところをまとめる。なお、逐条解説的なものは「解説」に書く。ただし、各社で個別のガイドラインは簡単に作れないので、どこまで書くべきか議論が必要。
- ((2)で)対象とする規模(大規模、中小規模)は慎重に設定すべき。モデルが固まらないと契約書も書けない。「解説」に注書きをするスタイルでいくつかのコメントに対応できる。今は1チームでできることが前提だが、リスクと注意すべきことを書くようにすればよい。(ベンダ側のコメントなので)内容はユーザに求めすぎている感がある。双方の理解が必要。コメントされたバックロググルーミング(またはバックログリファインメント)の必要性は高い。
- ((4)の全体)契約書試案がスクラムの説明になっている。どちら(契約書、ガイドライン)に書くか。スクラムとしておかしい点もある。スクラムはチームなので、契約のどちらの責任という点が表現しにくい(スクラムの構造と契約の構造が違う)。各論を見て不整合がないか確認する。
- ((4)の個別)方針としてモデル契約で想定するチームの構成は決めた方がよい。混成開発チームが最近増えている。一方、トラブルはベンダ側に主導権がある時に起きる。試案はどちらも対応可能。
→混成チームを想定(別紙の記述)。
- ((4)の個別)“P0がプロダクトバックログを管理する”とあるが、スクラムではステークホルダーは誰でもプロダクトバックログに追加可能。P0は優先順位変更の決定権限を持つ。試案では、プロダクトバックログはユーザが決め、スプリントバックログは合意で決める、という構成。これに関連して、大規模開発では権限移譲の問題が発生する。

以上